

令和8年度沖縄・ハワイ等アジア太平洋島嶼地域連携推進事業 委託業務企画提案仕様書

1 委託業務の名称

沖縄・ハワイ等アジア太平洋島嶼地域連携推進事業委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年2月19日まで

3 目的

本委託業務は、地理的、自然的特性等で多くの共通点を有するハワイを含むアジア太平洋島嶼地域の科学技術又は産業振興分野の研究者との研究交流を通し、本県における国際的視点を有する共同研究・産学連携等の推進につなげることを目的とする。

4 委託契約額の上限

(1) 委託費の上限額は、900千円以内（消費税および地方消費税を含む）とする。

※各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。

（当該金額は、企画提案のために提示する上限額であり、契約金額ではない。）

5 委託業務内容

(1) 研究交流の実施

国際的な研究ネットワークの構築に向けて、ハワイを含むアジア太平洋島嶼地域の科学技術（理学、医学、工学、農学分野等）又は産業振興分野の研究者と研究交流（意見交換等）を実施すること。

【企画提案部分】

(a) 提案する研究機関等とその理由

(b) (a)の研究機関と研究交流（意見交換等）を行う研究の内容及び同研究内容の本県との親和性

(c) 本県の科学技術又は産業の振興や社会課題解決への貢献

(d) 本委託業務終了後における交流先との共同研究等の展望

※上記項目について、全てその提案理由も含めて説明すること。

※提案に際しては、本受託事業終了後の共同研究等の継続を前提とした内容とすること。

6 業務を実施するうえでの必要事項

(1) 業務進捗状況及び打合せ

業務受託者は、業務の適正かつ円滑な執行に向けて、沖縄県と業務内容等に関する打ち合わせを必要に応じて随時実施すること。

(2) 再委託の制限等

①再委託の制限

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（「以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ その他、沖縄県が契約の主たる部分と決定した業務

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に再委託できない。

②再委託の範囲

再委託することのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

ア 上記6(2)①に規定した「契約の主たる部分」以外の業務

イ その他、簡易な業務（資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計等）

③再委託の承認

契約の一部の再委託しようとするときは、書面による県の承認を得なければならない。ただし、上記6(2)②イ「その他、簡易な業務」を再委託するときにはこの限りではない。

7 成果品

(1) 成果報告書の作成

本業務終了時に、次の成果品を提出すること。

ア 委託業務報告書A 4版・・・1部

イ 上記アに係る電子記録媒体（一式）

(2) 著作権について

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

8 対象経費

対象経費については、別添2「沖縄・ハワイ等アジア太平洋島嶼地域連携推進事業委託業務委託費積算基準」とする。

9 その他

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。事業の実施にあたり、委託者と密接な連携のもと取り組むものとする。

(3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（企画部科学技術振興課）と協議すること。

以 上